小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第５９号

千葉県八千代市ゆりのき台２丁目15番地３
エクシード八千代中央201号
再生債務者　井出　邦紀

1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成29年８月９日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第９号

新潟県上越市大字下荒浜102番地18
再生債務者　杉山　智範

1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成29年８月10日　新潟地方裁判所高田支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第１００００１号

長崎県佐世保市大和町832番地
再生債務者　鴨川　一彦

1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年９月５日まで
4　一般異議申述期間　平成29年９月19日から平成29年９月26日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

平成２９年（再ロ）第４号

川崎市高津区久末1566番地１　ルックハイツ日吉　１―403
再生債務者　岸　　達夫

1　決定年月日時　平成29年８月９日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年９月６日まで
4　一般異議申述期間　平成29年９月20日から平成29年10月４日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（再ロ）第１００００２号

長崎県佐世保市熊野町３番14号　エクセレント野田105号
再生債務者　山口　裕文

1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年９月６日まで
4　一般異議申述期間　平成29年９月20日から平成29年９月27日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第９号

横浜市南区宿町３丁目54番地２　藤和シティホームズ横浜蒔田601
再生債務者　原田　誠子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年８月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年８月24日まで
平成29年８月10日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第４号

北九州市小倉南区徳力団地52番101号
再生債務者　石﨑　　嘉

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年８月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年８月31日まで
平成29年８月10日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１８号

大阪府吹田市青葉丘北５番３号
再生債務者　池田　大輔

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年７月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月９日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第１００００７号

東京都世田谷区喜多見１―28―12―404
再生債務者　三橋　寛一

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月９日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第３号

千葉県船橋市松が丘１丁目44番９号
再生債務者　新田紳一郎

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月10日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２６年（再ロ）第１００５０号

東京都渋谷区恵比寿３―５―20―301
再生債務者　浦田　晶子

1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成27年３月９日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成29年８月８日

東京地方裁判所民事第20部

会社その他の公告

合併公告

継　左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承
し　効力で存続しこは解散することにいたしました。
て　発生日は平成二十九年十月一日であり、両
存　株主全員の同意）は平成二十九年八月十五日にお
続　条第一項に基づく議決権を行使することができる
し　主総会の承認決議（こは会社法第三百十九
こ　了しておりますす。
は　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
解　載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
散　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
す　です。
る　（甲）掲載紙　官報
こ　　掲載の日付　平成二十九年七月二十日
と　　掲載頁　六十三頁（号外第一五六号）
に　（乙）掲載紙　官報
い　　掲載の日付　平成二十九年七月二十日
た　　掲載頁　六十八頁（号外第一五六号）
し　平成二十九年八月二十一日
ま　札幌市手稲区曙二条四丁目三番二七号
し　（甲）エイチケイエム紙商事株式会社
た　北海道川北市永山北一条七丁目三三番地一
。　代表取締役　森田　伸介
　（乙）株式会社タキザワ
　代表取締役　森田　伸介

合併公告

債権者　各位

継　左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承
し　効力発生日は平成二十九年十月一日であり、両
て　の株主総会の承認決議は平成二十九年九月一日
存　に予定しております。
続　この合併に対し異議のある債権者は、平成二十
し　九年九月二十五日までにその旨をお申し出下さ
こ　い。
は　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
解　です。
散　（甲）掲載紙　官報
す　　掲載の日付　平成二十九年六月三十日
る　　掲載頁　五十八頁（号外第一四一号）
こ　（乙）計算書類の公告義務はありません。
と　平成二十九年八月二十一日
に　秋田県秋田市向浜二丁目一番一号
い　（甲）日本製紙秋田サポート株式会社
た　代表取締役社長　園部　博之
し　秋田県秋田市向浜二丁目一番一号
ま　（乙）有限会社エコ・リサイクルペーパー
し　代表取締役社長　宇野　剛正
た
。

合併公告

継　左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承
し　効力発生日は平成二十九年十月一日であり、両
て　の株主総会の承認決議（こは会社法第三百十九
存　了しておりますす。
続　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
し　載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
こ　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
は　です。
解　（甲）掲載紙　官報
散　　掲載の日付　平成二十九年七月十二日
す　　掲載頁　四十三頁（号外第一五〇号）
る　（乙）掲載紙　官報
こ　　掲載の日付　平成二十九年六月十六日
と　　掲載頁　八十五頁（号外第一二九号）
に　平成二十九年八月二十一日
い　東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号
た　（甲）ミラクル・リナッシクス株式会社
し　代表取締役　伊東　達雄
ま　東京都港区赤坂一丁目一二番三二号
し　（乙）サイバートラスト株式会社
た　代表取締役　眞柄　泰利
。